

令和4年度 特定随意契約案件表（佐渡市財務規則第142条第3項第3号）

教育総務課

契約の名称	契約の内容	契約期間	契約締結予定日	契約の相手方の決定方法	契約相手の選定基準
運転業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等運転業務 ・単価契約 	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	令和4年4月1日	1者随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市財務規則第142条第3項第3号に規定するシルバー人材センター。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。